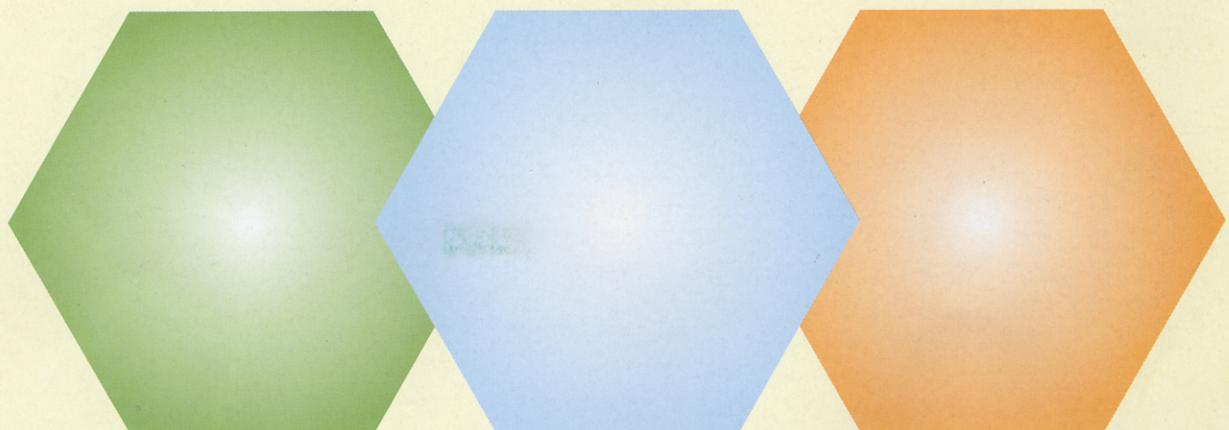


学習障害（LD）児・
注意欠陥/多動性障害（ADHD）児・
高機能自閉症児等の理解に向けて

—— 特別な教育的支援を必要とする子どもたち ——



広島市教育委員会

LDの理解と対応

気になる行動はありませんか？



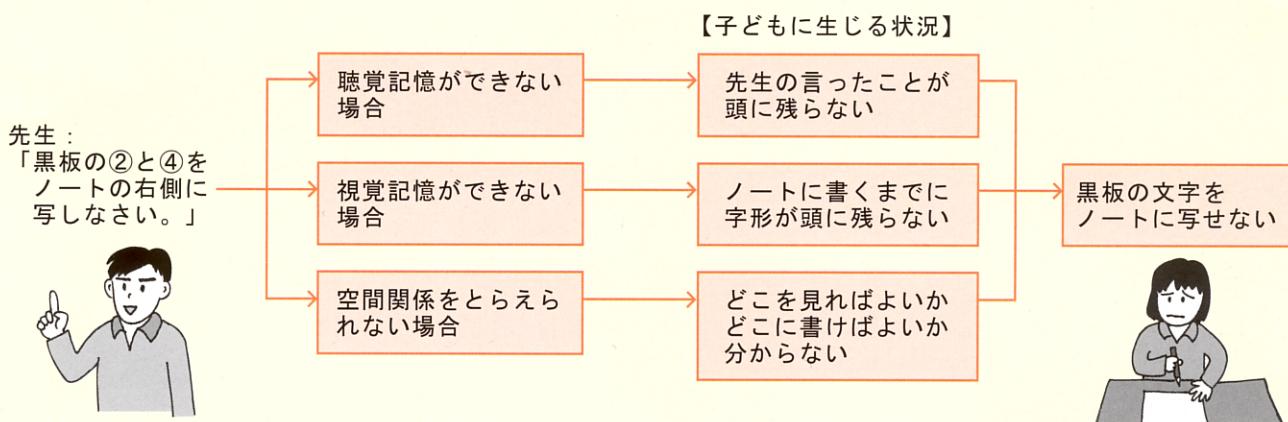
学習障害とは、知的な発達に全般的な遅れではなく、多くのことがほかの子供たちと同じようにできるのに、ある特定のことができない状態を指します。

このようなことは、「聞く」などの一つのことだけに現れる場合もあれば、「聞く」、「計算する」などの複数のこととに著しく現れる場合もあります。また、こうした学習面での課題と合わせて次のような様子が見られることもあります。



以上のような困難が生じているのは、脳の中で「聞いたこと」や「見たこと」を整理し理解する部分がうまく働かないことが原因です。「音を聞いてその意味を理解できない。」「聞いたり見たりしたことを覚えておけない。」「物と物との位置関係がとらえられない。」「たくさんの視覚情報の中から必要な情報を取り出せない。」等によって、読み書きや計算といった学習面でのつまずきが生じているのです。

例えば、「黒板の文字をノートに写せない。」という問題については、次のような見方をすることがあります。



このように、状態が違えば、表面化している問題は同じであっても、これから必要な手立てが大きく違ってきます。

どのように関わっていけばよいのでしょうか。

一人一人に応じた配慮・手立てが必要です。

こうした子どもたちは、クラスのみんなと同じ方法で努力をしても、それに見合った成果を得ることができないために、とてもつらい思いをしています。また、つらい思いをしているのは教師も同じです。みんなと同じように、いえ、それ以上に個別に声をかけ、学習の仕方を細かく教えているにもかかわらず、期待したような成果が得られないのです。教師は、苦手な部分に目を向けがちですが、子どもは必ず得意な部分や優れている面を持っています。子どもの優位な面を活用して、一人一人に応じた配慮や支援をすることにより、子どもたちの持っている力をさらに伸ばしていくことができます。これまでしていた声のかけ方や働きかけ方を見直し、思い切って違った視点からの手立てを取り入れてみましょう。

まずは、子どものどのような面に困難が生じているのかを考えましょう。例えば、「読むこと」「書くこと」「計算すること」「会話をすること」などに対しては、次のような手立てが考えられます。

◆ 読むことが苦手な子どもには…

- 文節ごとに余白をあけた文を用いる。
- 行間を広くした文章を用いる。
- 単語ごとにマーカーで印をつける。
- 1文ずつ分かち書きをする。
- 指で押さえながら読むようにする。
- 1文ずつ交代しながら読むようにする。
- 音読する箇所を限定する。

わたしは学校へ行た。

◆ 書くことが苦手な子どもには…

- 書く文字数を少なめに設定する。
- 大きなマス目のノートを使うようにする。
- 板書内容をメモして子どもの手元に置くようにする。
- 漢字の「へん」と「つくり」を色分けして示す。
- 漢字の一部をヒントとして示しておくようにする。
- あらかじめ話したことをメモしてから作文するようになる。

丁
1
寺

言
言
言
言
言
言

◆ 数の操作が苦手な子どもには…

- 具体物や指を使って計算させる。
- できるだけ絵や図を示す。
- 大きな文字で少なめの問題を出す。
- マス目が書かれた筆算の問題を出す。
- 文章題を読み、口頭で立式するよう促す。

$$\begin{array}{r} 4 \\ + 1 \\ \hline 7 \end{array}$$



◆ 会話が苦手な子どもには…

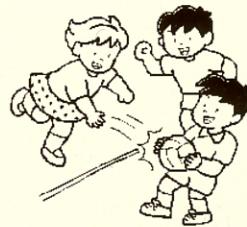
- 短く端的に話す。（1文に1つの要素）
- 子どもの名前を呼んだり体に触れてから話し始める。
- 話に出てくる事柄を写真や絵、図に示す。
- 子どもの話をじっくり聞く。
- 子どものことばを膨らませたり補足したりする。
- 話の要点をメモする。（単語程度）



ADHDの理解と対応

気になる行動はありませんか？

落ち着きがない/整理整頓ができない/忘れ物が多い/ケアレスミスをする/音や見える物に敏感/毎日の生活で決まりきったことを何度も言われないとできない/何度も言ってもやらない/教室から飛び出してしまう/走り回っている/常に身体を動かしたり、椅子をがたがたさせたりしている/すぐに友達を叩いたり蹴ったりする/指示などを最後まで聞かず行動してしまう/等



このような様子が常に見られ、学校生活に支障がある場合、「ADHD（注意欠陥/多動性障害）」であることが考えられます。

ADHDは「不注意」「多動性」「衝動性」という三つの特徴を合わせもつ軽度の発達障害と位置づけられています。そして、この三つの特徴がその子の年齢や知的な面の発達に比べてとても目立つときにADHDと診断されます。

※ADHDの原因は現在においても分かっていません。診断は専門家によってなされるもので、安易に判断することは避けましょう。

どのように関わっていけばよいのでしょうか。



気になる子ども達に対してどの子にもあてはまるようなパターン化されたマニュアルというものは存在しません。それぞれの子ども達を十分に理解した上で適切な働きかけを行うように努めましょう。

基本的には、行動上の問題の減弱→適切な関わり方の習得といった方向性で考えていくのが望ましいでしょう。

本人は今までにも幾度となく注意を受けてきているのかもしれません。知らず知らずのうちに自尊心が傷ついているかもしれません。そのために負の要因となることをできるだけ避けることが大切です。次のような配慮が考えられます。

- 席は気が散り易い要因が近くにない場所へ配慮する→入り口、窓際、後方は避ける。
- 活動を視覚的にわかりやすいように工夫して示す→予定の流れを書く、絵で表示する等。
- 一度にたくさんの指示を出さず、一つずつ指示を出す。



高機能自閉症の理解と対応

気になる行動はありませんか？

他の子どもは興味を持たないようなことに興味をもち「自分だけの世界」をもっている/含みのある言葉や嫌みを言われても分からず、言葉通りに受け止めてしまうことがある/会話の仕方が形式的で、抑揚なく話したり、間合いがとれなかったりすることがある/過度にしゃべる/学習課題や活動に必要なものをなくしてしまう/気が散りやすい/人がしていることをさえぎったり、じゃまをしたりする/ 等

高機能自閉症の子どもはルールを守ることや周囲と協調して活動することが苦手であったり、相手の気持ちを思いやることができなくてトラブルになったりして孤立してしまうことがあります。



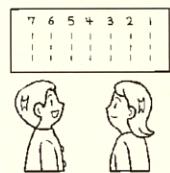
どのように関わっていけばよいのでしょうか。

高機能自閉症の子どもは興味があることには熱心に取り組むものの、苦手な活動や学習に関しては積極的に取り組むことができないことがあります。時には教室や集団からはみ出してしまうことがあります。これは知識の偏りやこだわり、行動の見通しが持てないことなどからくるものと推定されます。

まずは目標を「教室にいる」といった達成しやすい事におき、その上で配慮をしていくことが望ましいと思われます。

配慮の方法としては

- ・学習の予告を行う。
- ・活動の段取りを示す→具体的にわかりやすく。
- ・やむを得ず変更がある場合は理由をきちんと告げたり、変更の可能性がある場合は、その条件や理由を示したり（△△ だったら□□になる等）といった事が考えられます。



友達との関係においては、関わり方が苦手なために上手く関係を作ることができないことがあります。先生が仲立ちし、小集団でよりよい関わり方を学習していく必要があります。

基本的には自分で活動できるパターンを少しずつ身につけていけるよう援助するよう心がけましょう。

ADHDも高機能自閉症も中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されるものです。決して育て方の問題であったり、指導上の問題ではありません。

しかし、そのことが原因で起こってくる「誤った学び」→「二次的な障害」は起こさないようにしなければなりません。子ども達は先生方以上に悩んでいるかもしれません。「できない」「わかりたいのにわからない」また、自分自身でもよくわからない行動のために、注意を幾度となく受けたり、叱責されてきています。そのため自信を無くし、意欲を無くしていきます。自己を否定することさえあります。そして周囲と適切な関わり方ができなくなっていく場合があります。

日々の生活の中で、自信を持ち自己肯定感がもてるような働きかけをするように心がけましょう。



学校全体で取り組みましょう

○校内での教職員の共通理解と協力態勢が必要です。

学習障害等の子どもは、一人の教師の理解や判断では、十分にその状態をとらえることが困難な面があります。そのため校内において、校長、教頭、担任、養護教諭など、学校のすべての教員で話し合う機会をもち、共通理解を図る必要があります。

○校内研修の充実を図りましょう。

学習障害児等の指導を担任のみにゆだねるのではなく学校全体で取り組むことが必要です。そのため校内研修会や教育相談の実施などを通じて子どもが抱えている困難について共通理解を深めるとともに、学校全体の支援体制を構築する必要があります。

○関係機関と連携を図りましょう。

校内の教師の協力体制だけでは指導が不十分な場合は、医療機関や相談機関との連携を図る必要があります。なお、専門機関との連携を図る場合は、保護者の了解を得ることが大切です。

○指導体制の工夫

学習障害等の子どもの学習のつまずきや困難な面を十分理解し、複数の教員が協力して少人数による指導や個別指導を行うなど、学校の実情に応じて工夫した体制をつくっていくことが大切です。

子どもの成長を促すために…

どの子も自分に自信を持って成長していってほしい——教師なら誰もが持っている気持ちです。これは教師だけではないでしょう。どの保護者も、きっと同じ気持ちでいるに違いありません。保護者と教師がしっかりと連携して足並みをそろえ、家庭の様子や学校の様子を伝え合ったり、子どもにとって今どこに目標を置けばよいのか、どのような手立てが必要なのかということを確認し合ったりすることが大切です。教師と保護者が同じ目標に向かって、決して焦ることなく進むことができれば、着実に子どもは成長していくことができるでしょう。

相談をしてみましょう

相談時間 月～金 9：00～17：00

青少年総合相談センター

〒730-8586

広島市中区国泰寺一丁目4-21
(広島市役所 北庁舎別館1階)

TEL 082-504-2197

※路面電車、バス 市役所前より徒歩1分

青少年総合相談センター（分室）

〒732-0052

広島市東区光町二丁目15-55
(広島市こども療育センター3階)

TEL 082-264-0422

※新幹線口より徒歩8分